

公益社団法人 日本放射線腫瘍学会
阿 部 賞 規 程

(設置)

第1条 公益社団法人日本放射線腫瘍学会（以下「学会」という。）は、一般財源及び2024年に 阿部光幸 名誉会員から受け入れた特定使途寄附金を原資として、阿部賞（以下「本賞」という。）を設ける。

(目的)

第2条 本賞は、放射線腫瘍学における基礎医学から臨床研究に至る広範な分野を対象とし、学術的な進歩、治療技術の高度化、治療成績の向上などに既に大きな貢献を果たしている、あるいは将来的な発展が期待される先駆的な研究（以下「本研究」という。）を表彰する。これにより、放射線腫瘍学の発展に寄与し、我が国における医学の進歩を促進することを目的とする。

(応募資格)

第3条 本賞に応募できる者（以下「応募者」という。）は、応募年の3月31日時で50歳未満の、継続3年以上の会員歴を持つ正会員とする。

(研究業績の提出)

第4条 本賞に応募するにあたり、研究業績として本研究と関係の深い論文5編以内を提出する。論文は、応募締切り時までの間に発行されたものとし、「受理（accept）」通知のみの論文は認めない。

(応募方法)

第5条 応募者は毎年ホームページ等で公告された応募要領に則り、定められた期日までに必要書類を学会事務局まで提出するものとする。
2 本賞への応募に際し、代議員1名の推薦を要する。

(受賞者の決定等)

第6条 前条にて応募された内容につき、賞等推薦委員会にて予備審査を行い、理事会で受賞者を決定する。予備審査を行う賞等推薦委員の内、応募者と所属施設を同じくする者は予備審査に加わることはできない。
2 受賞者は原則1名以内とし、相当する対象者がない場合には、該当受賞者なしとする。
3 副賞は受賞者1名あたり 50万円とする。

4 受賞者に対し、応募年の学術大会において表彰盾並びに副賞を授与するものとする。

5 受賞者は、応募年の学術大会において受賞講演を行うものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は理事会の議により行う。

附則

2003（平成15）年11月21日 施行

2025（令和7）年1月17日 全面改訂

2026（令和8）年1月16日 一部改訂